

高齢者(65歳以上)の

令和8年9月1日(火)
申請受付開始

補聴器

の購入費用を

助成

します



対象となる方

(以下の条件を全て満たしている方)

- ☒ 仙台市に住民登録がある方
- ☒ 満65歳以上の方
- ☒ 身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ☒ 仙台市の市税を滞納していない方
- ☒ 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の方
- ☒ 過去に助成金を一度も受給していない方

助成金額

(補聴器購入金額の1/2以内)

市県民税
非課税世帯

上限
40,000円

市県民税
課税世帯

上限
20,000円



●本助成を希望の方は、**必ず補聴器を購入する前に申請してください**。購入後の申請は受け付けられません

●年度内の受付は、**2月末**までとなります

① 申請するまで(耳鼻科受診・見積書作成)

(1) 申請書・医師意見書様式を入手する

仙台市のホームページからダウンロード、または各区役所・総合支所障害高齢課にて申請書類を入手してください。

(2) 耳鼻科を受診→医師意見書を書いてもらう

仙台市内の耳鼻咽喉科を受診し、医師意見書の作成を依頼してください。
(受診料等は自己負担)



(3) 補聴器販売登録事業者で見積書を作成してもらう

補聴器販売登録事業者にて見積書の作成を依頼してください。

申請書・医師意見書・見積書が準備できたら、区役所・総合支所へ提出する準備が完了です。

② 申請書等を提出してから助成金を受け取るまで

(4) 区役所・総合支所へ書類を提出 **1回目**

①申請書 ②医師意見書 ③見積書をお住まいの区役所・総合支所へ提出してください。**(交付決定通知書が届くまでは補聴器を購入しないでください)**

(5) 交付決定通知を受領

(6) 補聴器を購入

見積書を作成したお店で購入してください。
購入したら必ず「**領収書**」を受け取ってください。



(7) 区役所・総合支所へ書類を提出 **2回目**

①実績報告書 ②請求書 ③領収書の写し ④通帳の写しを
申請書を提出した区役所・総合支所へ提出してください。

助成金が指定の口座に
振り込まれます

問い合わせ先 (お住まいの区役所・総合支所障害高齢課へご相談ください)

【手続きについて】

青葉区役所	022-225-7211	太白区役所	022-247-1111	若林区役所	022-282-1111
宮城野区役所	022-291-2111	宮城総合支所	022-392-2111	泉区役所	022-372-3111

【制度内容について】

健康福祉局高齢企画課 022-214-8168(直通)

仙台市ホームページ
健康福祉局高齢企画課

<https://www.city.sendai.jp/hokatsushien/zaitakushien/hochoukizyosei.html>

